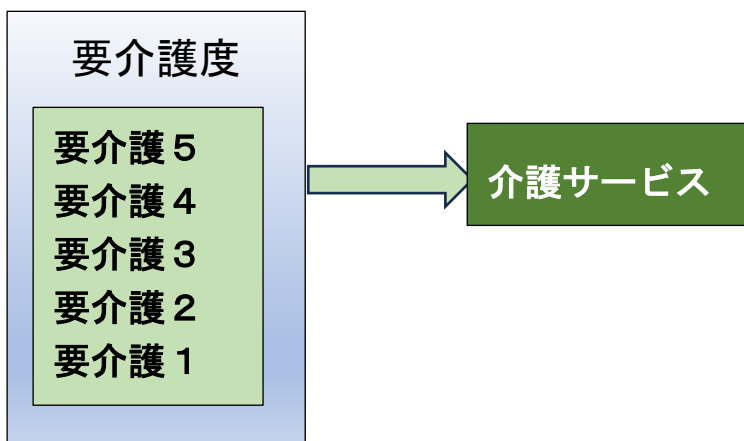




「要介護度1～5」と認定された方が利用できる「介護サービス」について教えてください。



介護認定と介護サービスの内容



要介護1～5では7種類のサービスを受けることができます。

1	自宅に訪問してもらい受けられる介護サービス
2	介護施設に通って受けられる介護サービス
3	短期間施設に泊まって受けられるサービス
4	介護施設に通う、訪問、宿泊を組み合わせ受けられるサービス
5	自宅から有料老人ホーム移り住んで受けられるサービス
6	介護保険施設に移り住んで受けられるサービス
7	福祉用具を利用・購入できるサービス

1. 自宅に訪問してもらい受けられる介護サービス

訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護(身体介護)や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援(生活援助)をします。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。

訪問入浴介護

訪問入浴介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指して実施されます。看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

訪問看護

訪問看護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身機能の維持回復などを目的として、看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

●訪問看護では、病状に応じて、次のようなサービスを受けることができます。

血圧、脈拍、体温などの測定、病状のチェックなど

排泄、入浴の介助、清拭、洗髪など

在宅酸素、カテーテルやドレーンチューブの管理、褥瘡の処理、リハビリテーションなど

在宅での看取り

訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理指導を受けます。

夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、24時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問します。

●「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあります。

・定期巡回

夜間帯(18～8時)に定期的な訪問を受け、排泄の介助や安否確認などのサービスを受けることができます。

・随時対応・

ベッドから転落して自力で起き上がれない時や夜間に急に体調が悪くなった時などに、訪問介護員(ホームヘルパー)を呼んで介助を受けたり、救急車の手配などのサービスを受けることができます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

2. 介護施設に通って受けられる介護サービス

通所介護(デイサービス)

通所介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

利用者が通所介護の施設(利用定員19人以上のデイサービスセンターなど)に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

次号に続く